## 北海道地区7国立大学法人の工事入札監視委員会の設置に関する概要

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」並びに指針(※)において,公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置として,第三者機関による審議を定めている。これまで,文部科学省が設置した委員会へ各大学が審議を依頼していたが,指針に基づき,北海道地区7国立大学法人において,委員会を共同設置するものである。

## (※)公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成18年5月23日閣議決定)

【抜粋】第三者機関については、各省各庁の長等が各々設けることを基本とするが,それが必ずしも効率的とは認められない場合もあるので,状況に応じて,規模の小さい市町村や特殊法人等においては第三者機関を共同で 設置すること。

